

# 令和元年10月1日から

認可外保育施設，病児保育事業，一時預かり事業等が

**一定金額まで無償**になります。

※無償になるには，「**保育の必要性の認定**」の申請が必要です。

※利用時に，**一度利用料を全額をお支払いいただく必要があります。**

## 無償化の内容

### 【対象者・限度額】

- 保育の必要な0歳から2歳児まで(**住民税非課税世帯のみ**)…月額42,000円  
※2019年度(令和元年度)は，2016年(平成28年)4月2日以降に生まれた子どもが対象
- 保育の必要な3歳から5歳児まで(**所得制限はありません**)…月額37,000円  
※2019年度(令和元年度)は，2016年(平成28年)4月1日までに生まれた子どもが対象

※**無償になるのは，保育料のみ**となり，**給食費やおやつ代のほか，各施設で徴収する実費徴収費用は無償になりません。**

### 【対象施設・事業】(自治体へ届出を行っている施設のみ)

- 認可外保育施設      ○一時預かり事業      ○病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業  
(預かりを含む必要があり，送迎のみは対象外)

※幼稚園・認可保育所・認定こども園・企業主導型保育事業・地域型保育事業(事業所内保育所等)を利用している場合は，**認可外施設等の利用料は無償になりません。**

## 認定の手続き

**施設等利用給付認定申請書等の提出が必要です。**

上記の施設を利用する方で，保育の必要性(裏面参照)の認定事由に該当する人は，**施設等利用給付認定申請書**及び**保育の必要性を証明する書類**を**笠岡市**に提出してください。

**10月1日**から無償化の対象となるためには，**9月20日(金)までに笠岡市へ提出**してください。

## 保育の必要性を証明する書類

保育の必要性とは、保護者それぞれが就労、妊娠・出産、就学などの保育を必要とする事由に該当することをいいます。

**以下の必要書類を申請書と併せて提出してください。**

保育の必要性	必要書類
就労している方(予定を含む)	【就労証明書】または【採用決定証明書】
自営業の方	【住所地の民生委員の証明】
出産前後の方 (出産予定月の前後2か月に限る)	【母子健康手帳の写し】 (母子名と出産予定月が記載されているページ)
保護者が学校に在学中の方	【在学証明書】及び【時間割等】
保護者が疾病または障がいをお持ちの方	【医師の診断書】または【障がい者手帳の写しなど疾病・介護等の状況がわかるもの】
病気の親族を看護(介護)している方	(1)【医師の診断書】または【障がい者手帳の写しなど疾病・介護等の状況がわかるもの】 (2)【住所地の民生委員の証明】
保護者が求職中の方(3か月間に限る)	【求職中であることの申立書】
災害復旧中の方	【罹災証明書】

## 給付の手続き

認可外保育施設、一時預かり事業等を利用し、無償化のための給付を受けるには、請求書の提出が必要です。

利用料は、**従来どおり施設へお支払いください。**

施設が発行する**領収書**と**提供証明書**を添付し、毎月**請求書**を笠岡市へ提出してください。**(提出期限：利用月の翌月末まで)**

毎月、利用料を申請口座へ振り込みます。※請求書は、ご利用の施設、市の窓口(こども育成課)、笠岡市のHPから入手できます。

